

TOKAI TENREI

葬儀後あらましと諸手続

ガイドブック



東海典礼株式会社

——典礼グループ——

テンレイサービス株式会社

●ごあいさつ

このたびは、典礼グループにご葬儀を賜り、誠にありがとうございました。あわただしい葬儀を終えられ、ご家族の皆様はひとしお寂しさをお感じになっておられることとお察し申しあげます。

しかしながら、葬儀の後には故人様の供養・諸手続き・税金の申告など解決しなければならないことがたくさんあります。

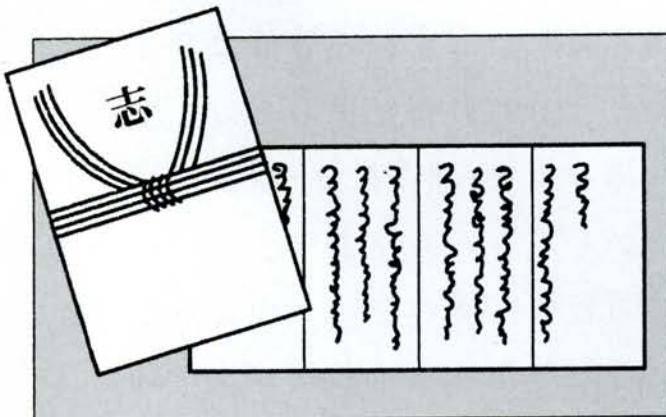
典礼グループでは、微力ながら日頃皆様に縁のないこのような事柄につきまして、ご説明させていただきたくガイドブックを作成いたしました。

是非ご活用下さると共に、わからない事がございましたら典礼グループにご連絡いただければ幸いに存じます。



■香典返し

- ①香典金額の1/2~1/3程度の品物をお返します。但し、香典の金額により決めます。
- ②供物、供花をいただいた場合も香典返しをいたします。いただき物を想定し、1/2~1/3程度の品物をお返しします。
- ③お返しの品物を三段階くらいの金額で選んでおきます。
- ④品物は日用品を選ぶのがよいでしょう。
- ⑤お返しは忌明けの日をもって、「忌明けのあいさつ状」に添えて行います。



●香典返しを寄付する場合

香典返しには相互扶助的な意味が込められていて、もともとお返しが期待されるものではありません。最近では香典返しを行わずに、社会福祉施設・社会事業団体・学校などへ寄付をして香典返しに代えるケースもよくあります。この場合は「どこに」「どのような主旨で」寄付したかを挨拶状に明記します。

●喪中ハガキ

葬儀を出して初めて迎えるお正月の年賀状は服喪中であることから、遠慮するのがならわします。相手側が年賀状を書きはじめる前の11月下旬から12月上旬までの間に年賀欠礼(喪中)のハガキを出しておきましょう。

■遺品の整理と形見分け

- ①保存しておく物と処分する物とに分類します。
- ②日記、手紙などは2~3年は保存します。
- ③仕事関係の書類や帳簿は、税金の関係もあり5年は保存します。
- ④形見分けの品物は洋服、和服、時計、愛蔵書、趣味の道具などです。
- ⑤形見分けは相手の意志を確かめてから贈ります。
- ⑥日頃付き合いのない方や目上の人には失礼になる場合があります。

●高価なものを贈る場合

形見分けの気持で贈った蔵書や書画・骨董品でも、品物によっては大変価値のあるものがあります。贈与税の対象になる場合（年間60万円を超えるとき）も考え、十分な配慮が必要です。

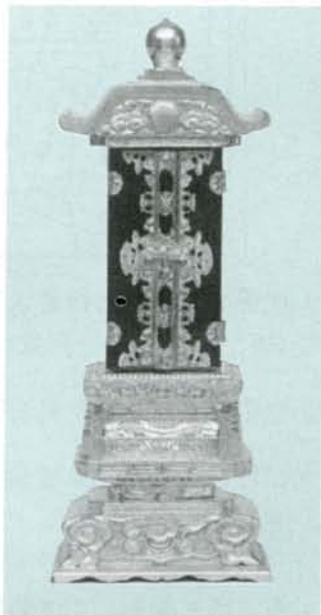
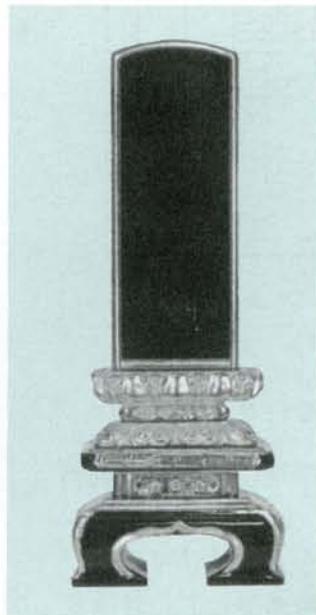
■忌明け法要の準備

- ①僧侶、親戚と日時・場所を決めます。
- ②ご参詣いただく方を決めます。
- ③案内状を出します。
電話で連絡する場合もあります。
- ④供花、供物を手配します。
- ⑤料理、引出物を手配します。
- ⑥僧侶のお布施、お車代を用意します。

●自宅で法要を行う場合

仏壇をきれいに掃除して、線香やローソク、焼香用具を用意します。部屋を取り片付け、場所を広くとり、できれば仏事用の掛軸を床の間に掛けます。花やお供えものは前日に用意しますが、塗り位牌(札位牌等)は法要の日までに用意します。

※東海典礼に段取り等をご相談ください。



■位牌、仏壇の準備

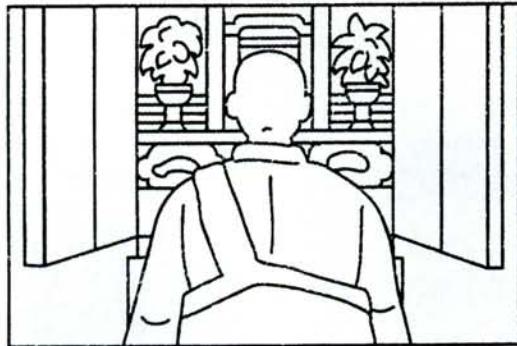
- ①忌明けに白木の位牌を塗り位牌(札位牌等)にかえます。
- ②白木の位牌は菩提寺に納めます。
- ③仏壇はできれば法要までに購入し、「仏壇開き」も併せ準備します。
- ④仏壇は金仏壇、唐木仏壇に大別されます。

●仏壇購入のポイント

- (1)宗派にあったもの
- (2)品質のチェック
- (3)予算を決める
- (4)置き場所と家具との調和
- (5)住宅事情にあわせる
- (6)ローンを利用できるかどうか
- (7)カタログ販売には注意する

※東海典礼が専門的にご指導いたします。

■忌明法要



- ①僧侶をお迎えに行きます。
(またはお車代を用意します)
- ②僧侶が到着されたらお茶の接待をします。
- ③仏壇に仏飯や浄水を供え、祭壇には供花・供物を供えます。
※供花は東海典礼がお届けいたします。
- ④施主は礼服もしくは略礼服を着用して、数珠を忘れないように持ちます。
- ⑤法要は、一同着席、開始のあいさつ(施主)、読経の順に進めます。
- ⑥僧侶にお布施をお渡しします。

●会食(お齋)

法要(又は納骨)のあとに、参加者全員で会食をして、引物や時にはお供物を分け、持ち帰っていただきます。

会食の席順は僧侶を上座(中央正面)に知人、友人、親戚、遺族の順に座り、施主・家族は末席に着きます。

〈会席の席順の一例〉

床の間		仏壇
友人	僧侶	知人
●	●	●
■	■	■
友人 ・ 知人		親戚 ・ 家族
		遺族

●会食の挨拶(法要)

本日は菩提寺の○○寺さまにより故○○の(忌明け)法要をすませることができました。生前、大変お世話になりました方々にお集まりいただき、故人もさぞかし喜んでいること思います。故人にかわりまして厚くお礼申しあげます。つづいて粗食をさしあげたいと存じます。どうぞごゆっくりお召しあがりください。

●法要の案内状(例)

謹啓

仲秋の候益々ご健勝のこととお慶び申しあげます
昨年□月□日父太郎儀死去に際しましては一方
ならぬお世話になり有難く厚くお礼申しあげます
つきましては○○院釋○○の一周年法要を下記
の通り営みたいと思いますのでご多用中恐縮に
存じますが万障お繰り合せの上ご参詣賜ります
様お願い申しあげます 先ずは略儀ながら書状
をもってご挨拶申しあげます

敬 具

記

一、日時 □月□日(□) 午前十一時より
(午前十時三十分までにご参集下さい)

一、式場 ○○○寺 名古屋市○○○

お手数ではございますが同封の葉書にてご出欠
をお示し賜りご返信下さいようお願い申し
あげます

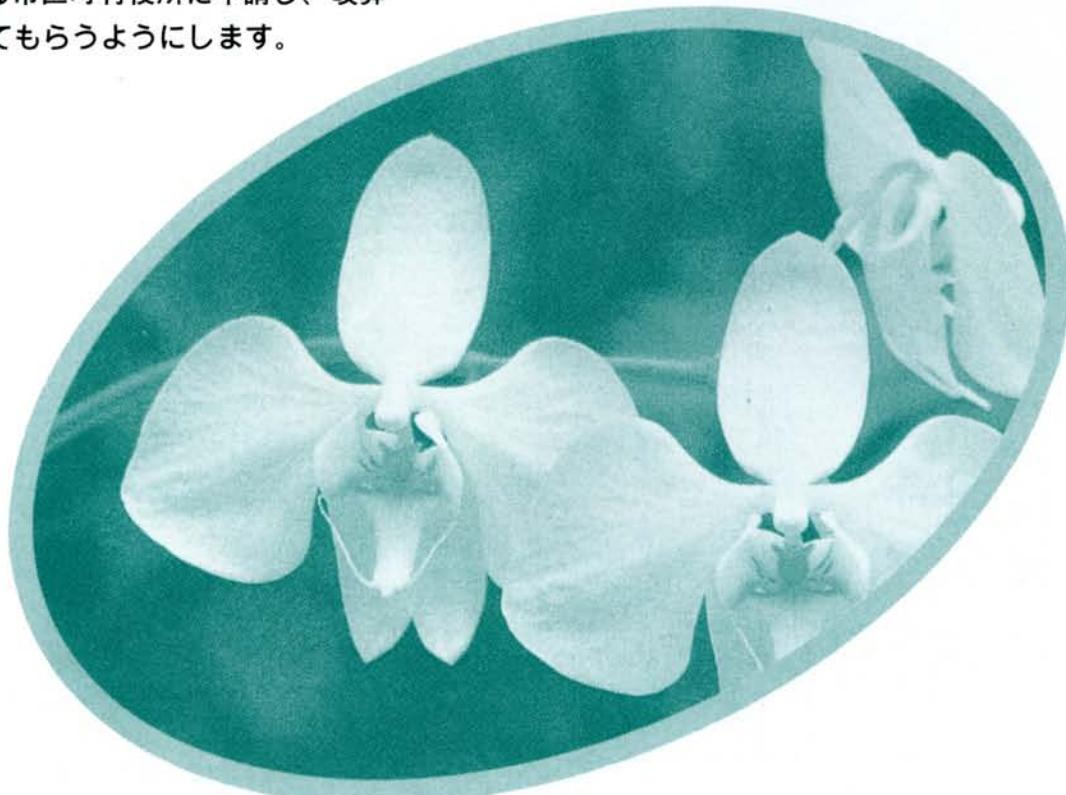
当日は平服にてご参詣下さい
法要終了後、○○○にて粗食の準備をさせてい
ただいております
尚甚だ勝手ではございますがご供花ご供物の儀
は固くご辞退申しあげます

平成 年 月



■納骨(埋骨)と墓地・墓石の準備

- ①納骨は一般的には忌明け法要日か忌明法要の後日、百ヶ日をめどとして行います。
- ②墓地のない場合は、自宅に安置するか、お寺や靈園の納骨堂に預けます。
- ③遺族の希望や宗派によっては分骨のうえ本山へ納骨することもあります。
- ④事前にお墓の掃除をしておきます。
- ⑤納骨式に用意するものは、線香、ローソク、お花、桶、ひしゃく等です。
- ⑥納骨の時には、埋葬許可証が必要です。
- ⑦墓地、墓石のない場合は至急手配しましょう。建立にはかなりの日数が必要です。
- ⑧墓地には寺院の境内墓地、自治体管理の靈園墓地、民間の靈園などがありますが、いずれも買うものではなく永代使用料を払って借り受けるものです。購入時に必ず墓地の継承規定について確認しておきましょう。
- ⑨故郷にあるお墓を現在の居住地に移すことを「改葬」といい、手続きが必要です。旧墓地管理者の埋蔵證明書、移転先墓地の受け入れ證明書を添えて旧墓地のある市区町村役所に申請し、改葬許可証を発行してもらうようにします。



■年忌法要

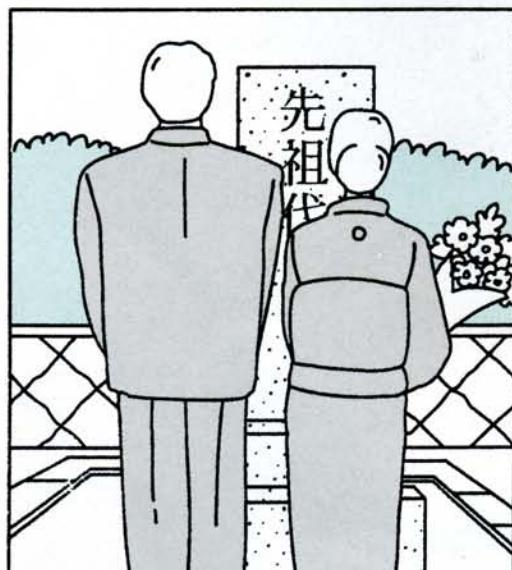
- ①一周忌は亡くなった翌年の同じ日になります。
- ②一周忌を含め法要は亡くなった日、すなわち予定の日よりも遅れて行うことはよくないと言われております。
- ③法要を営む場合は、寺院のご都合をよく確認しましょう。
- ④法要は自宅・寺院・場合によってはホテル（料亭）で行います。
- ⑤参列者に配る引物や会食の準備をします。
- ⑥年忌法要日までにはお仏壇を掃除して、お供物をそなえ、焼香の準備をします。
- ⑦法要は、一同着席、読経、焼香の順に進めます。
- ⑧お墓の掃除をします。

●法用のチェックポイント

- (1)日時を決める
- (2)参詣者を決める
- (3)式場を決める
- (4)案内状の準備
- (5)僧侶の人数と送迎
- (6)お布施（お車代、ご膳料）の準備
- (7)料理、引物の手配
- (8)供花・供物の手配

（年忌のかぞえ方）

一 周 忌	翌 年
三 回 忌	満 二 年 目
七 回 忌	満 六 年 目
十三回忌	満 十二 年 目
十七回忌	満 十六 年 目
二十三回忌	満 二十 二 年 目
二十七回忌	満 二十六 年 目
三十三回忌	満 三十二 年 目
三十七回忌	満 三十六 年 目
五十回忌	満 四十九 年 目



●年忌法要

年忌法要を永遠に続けることは少なく、普通は三十三回忌をめどに切りあげることが多いようです。
仏壇の位牌は、寺院に納めたりします。

諸 手 続

■ 葬祭費・埋葬料の受取り

1. 国民健康保険葬祭費申請書

- ① 死亡者が国民健康保険に加入していれば支給を受けることができます。
- ② 持参するものは、保険証、印鑑、喪主の銀行口座です。
- ③ 葬祭費の支給額および名称は市町村により異なります。
- ④ 市町村の担当窓口（保険年金課、出張所など）で行います。
- ⑤ 喪主またはそれに準ずる物が申請します。
- ⑥ 申告しなければ受給できません。期限は死亡後2年以内。

国民健康保険 被保険者資格喪失届 (死亡届)																																																																																																																																												
(あて先) 名古屋市 区長 平成 年 月 日届出																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="width: 10%;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="8" style="width: 90%;">名古屋市 区 電話 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="width: 40%;">氏名 世帯主 印</td> <td colspan="4" rowspan="2" style="width: 40%;">国民健康保険 被保険者証記号番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="4" rowspan="3" style="width: 40%;">氏名 明 大 昭 平 年 月 日 生</td> <td>男</td> <td colspan="3">世帯主との続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 20%;">死亡年月日</td> <td>国民</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="width: 30%;">記 号 番 号</td> <td>1号</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">任意 3号</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 20%;">平成 年 月 日</td> <td>年</td> <td>金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>年</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 20%;">確認</td> <td>1 死亡診断書</td> <td>國</td> <td>全</td> <td>受</td> <td>入</td> <td>保</td> <td>年</td> <td>受</td> <td>手</td> <td>電</td> <td>住</td> <td>基</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>2 火葬許可証</td> <td>保</td> <td>部</td> <td>付</td> <td>力</td> <td>險</td> <td>金</td> <td>付</td> <td>帳</td> <td>算</td> <td>入</td> <td>基</td> <td>博</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印</td> <td colspan="2" rowspan="2" style="width: 20%;">理</td> <td>3 住民票</td> <td>保</td> <td>一</td> <td>付</td> <td>力</td> <td>醫</td> <td>老</td> <td>乳</td> <td>幼</td> <td>障</td> <td>母</td> <td>子</td> <td>戰</td> </tr> <tr> <td>4 戸籍謄(抄)本</td> <td>療</td> <td>部</td> <td>付</td> <td>療</td> <td>健</td> <td>兒</td> <td>障</td> <td>害</td> <td>母</td> <td>子</td> <td>戰</td> <td>傷</td> </tr> </table>										○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		名古屋市 区 電話 ()								○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		氏名 世帯主 印				国民健康保険 被保険者証記号番号								○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		氏名 明 大 昭 平 年 月 日 生				男	世帯主との続柄											○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		死亡年月日		国民	記 号 番 号			1号	任意 3号	年	月	日	年	金	○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		平成 年 月 日		年	金				年	月	日	年	金	○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		確認		1 死亡診断書	國	全	受	入	保	年	受	手	電	住	基	名	2 火葬許可証	保	部	付	力	險	金	付	帳	算	入	基	博	○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		理		3 住民票	保	一	付	力	醫	老	乳	幼	障	母	子	戰	4 戸籍謄(抄)本	療	部	付	療	健	兒	障	害	母	子	戰	傷
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		名古屋市 区 電話 ()																																																																																																																																										
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		氏名 世帯主 印				国民健康保険 被保険者証記号番号																																																																																																																																						
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		氏名 明 大 昭 平 年 月 日 生				男	世帯主との続柄																																																																																																																																					
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		死亡年月日		国民	記 号 番 号			1号	任意 3号																																																																																																																																			
				年				月		日	年	金																																																																																																																																
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		平成 年 月 日		年	金																																																																																																																																							
				年	月	日	年	金																																																																																																																																				
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		確認		1 死亡診断書	國	全	受	入	保	年	受	手	電	住	基	名																																																																																																																												
				2 火葬許可証	保	部	付	力	險	金	付	帳	算	入	基	博																																																																																																																												
○ ○ ○ 必 須 被 保 險 者 資 格 喪 失 届 出 申 請 書 名 古 屋 市 区 長 印		理		3 住民票	保	一	付	力	醫	老	乳	幼	障	母	子	戰																																																																																																																												
				4 戸籍謄(抄)本	療	部	付	療	健	兒	障	害	母	子	戰	傷																																																																																																																												
(ここから下は、死亡者が名古屋市国民健康保険被保険者である場合のみご記入ください。)																																																																																																																																												
国民健康保険葬祭費支給申請書																																																																																																																																												
金額 ¥50,000★ 死亡者氏名					上記のとおり申請します。なお、支給決定額は下記の口座へ振り込んでください。																																																																																																																																							
平成 年 月 日					金融機関名																																																																																																																																							
申請者 住所 名古屋市 区 _____					銀行 本 支 店 出張所 コード _____																																																																																																																																							
氏名 _____ 電話 ()					預金種別 口座番号(右づめ) 1普通 2当座 _____																																																																																																																																							
申請者区分 1世帯主 2葬祭執行者(死亡者との続柄)					口座名義人(カタカナで記入)																																																																																																																																							
(あて先) 名古屋市 区長					口座 確認																																																																																																																																							
決裁 月 日 オンライン <input type="checkbox"/>					通知 月 日 支給通知 却下通知 契印																																																																																																																																							
支 払 年 月 日 方法					平成 年 月 日 口振 前渡金																																																																																																																																							

諸手続

2. 健康保険埋葬料請求書

- ① 死亡者が健康保険の加入者であれば「被保険者埋葬料」が、死亡者が健康保険の加入者の扶養家族であれば「家族埋葬料」が支給されます。
- ② 加入者本人が死亡した場合には、「被保険者資格喪失届」を提出しなければなりません。
- ③ 扶養家族が死亡した場合には「被扶養者(異動)届」を提出しなければなりません。
- ④ 加入者本人が死亡した場合には、請求者と本人の関係を示す書類を添付します。請求者が内縁関係ならば生計維持を証明できる書類。
- ⑤ 事業主の証明を得ない場合または事業主本人が死亡した場合には、火・埋葬許可証、死亡診断書(死体検査書)の写しを添付します。
- ⑥ 加入者本人が死亡し、その扶養家族がいない場合には「埋葬費」の請求となり、その場合には、埋葬に要した費用の領収書(品名、数量、単価および金額が明記であること)の添付が必要です。故人の標準報酬月額(最低10万円)の範囲内で実費が支給されます。
- ⑦ 繙きは事業所を管轄する社会保険事務所で行うが、事業所に代行してもらうことができます。
- ⑧ 加入者本人が死亡した場合の葬祭料の支給額は標準報酬月額の1ヵ月分(最低保障10万円)、被扶養者の場合は一律10万円。
- ⑨ 申告しなければ受給できません。死亡後2年経つと時効になります。
- ⑩ 死亡原因が業務上や通勤途上の場合はこれを受けられず、労災保険より受給できます。

被保険者が記入しないでください	3:06:1	1. 埋葬料 2. 埋葬費	健康保険被保険者埋葬料(費)請求書																					
被保険者が記入するところ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">被保険者の氏名(請求者)印</td><td style="width: 50%;">生年月日</td></tr> <tr><td colspan="2">被保険者の住所</td></tr> <tr><td colspan="2">死亡した年月日</td></tr> <tr><td colspan="2">被保険者が死亡したための請求であるときは、その者の氏名</td></tr> <tr><td colspan="2">右の欄は、被保険者が埋葬料に要した費用の額</td></tr> <tr><td colspan="2">死亡した方は、健康保険等の被扶養者になっていましたか</td></tr> <tr><td colspan="2">扶養していた方の氏名 1. いた 2. いない (健康保険の証券番号)</td></tr> <tr><td colspan="2">老人保健法の医療を受けたとき</td></tr> <tr><td colspan="2">死亡した者の氏名</td></tr> <tr><td colspan="2">死亡した者の性別</td></tr> </table>		被保険者の氏名(請求者)印	生年月日	被保険者の住所		死亡した年月日		被保険者が死亡したための請求であるときは、その者の氏名		右の欄は、被保険者が埋葬料に要した費用の額		死亡した方は、健康保険等の被扶養者になっていましたか		扶養していた方の氏名 1. いた 2. いない (健康保険の証券番号)		老人保健法の医療を受けたとき		死亡した者の氏名		死亡した者の性別		上記のとおり相違ないことを証明します。	
	被保険者の氏名(請求者)印	生年月日																						
	被保険者の住所																							
	死亡した年月日																							
	被保険者が死亡したための請求であるときは、その者の氏名																							
	右の欄は、被保険者が埋葬料に要した費用の額																							
	死亡した方は、健康保険等の被扶養者になっていましたか																							
	扶養していた方の氏名 1. いた 2. いない (健康保険の証券番号)																							
	老人保健法の医療を受けたとき																							
	死亡した者の氏名																							
死亡した者の性別																								
				事業主住所 氏名																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 25%;">被保険者の銀行等</td><td style="width: 25%;">1. 銀行込 2. 銀行送金 3. 郵便局送金 4. 当面地</td><td style="width: 25%;">5. 金融機関名 会員番号 6. 通知 7. 别段 8. 口座名義人名</td><td style="width: 25%;">銀行 金庫 郵便局 本店 支店</td></tr> <tr><td colspan="2">郵便局への送金を希望する場合は</td><td colspan="2">郵便局(口座振込はできません)</td></tr> </table>		被保険者の銀行等	1. 銀行込 2. 銀行送金 3. 郵便局送金 4. 当面地	5. 金融機関名 会員番号 6. 通知 7. 别段 8. 口座名義人名	銀行 金庫 郵便局 本店 支店	郵便局への送金を希望する場合は		郵便局(口座振込はできません)				(印)												
被保険者の銀行等	1. 銀行込 2. 銀行送金 3. 郵便局送金 4. 当面地	5. 金融機関名 会員番号 6. 通知 7. 别段 8. 口座名義人名	銀行 金庫 郵便局 本店 支店																					
郵便局への送金を希望する場合は		郵便局(口座振込はできません)																						
				本請求に基づく給付金に関する権限を代理人に委任します。 平成 年 月 日 被保険者 住所 (請求者) 氏名																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">代理人人印 代理人人印 の住所</td><td style="width: 50%;">(チラシ)</td></tr> <tr><td colspan="2">(チラシ)</td></tr> </table>		代理人人印 代理人人印 の住所	(チラシ)	(チラシ)				(印)																
代理人人印 代理人人印 の住所	(チラシ)																							
(チラシ)																								
				平成 年 月 日提出 受付日付																				
				(印)																				
				(印)																				
				(印)																				
				(印)																				

◎受取代理人欄は、給付金の受領を第三者に委託する場合に記入してください。

□印は、請求者本人のものへ給付金の受領を委託して下さい。

葬儀終了後のポイント 諸手続

3. 労災保険葬祭給付請求書

- ① 死亡原因が業務上や通勤途上の場合は健康保険からの死亡給付（埋葬料）は受けられず、労災保険より受給されます。
- ② 業務災害の場合には「葬祭料」の請求書を、通勤災害の場合には「葬祭給付」の請求書を所轄の労働基準監督署へ提出します。
- ③ 葬祭料および葬祭給付の保険給付額は給付基礎日額の30日分+28万円または60日分となります。（給付基礎日額とは簡単に説明するなら災害発生時の直前の過去3ヶ月の総賃金を総日数で割ったもの）
- ④ 請求書には死亡診断書または死体検案書を添付します。
- ⑤ 業務災害または通勤災害で死亡した場合には、遺族は年金または一時金の請求を行うことができます。

●年金

業務災害→遺族補償年金支給請求書
通勤災害→遺族年金支給請求書
*年間、給付基礎日額の245~153日分

●一時金

業務災害→遺族補償一時金支給請求書
通勤災害→遺族一時金支給請求書
*給付基礎日額の1000日分

- ⑥ 労災の遺族への年金、一時金の請求書には、(1)死亡診断書または死体検案書の写し、(2)戸籍謄本(または抄本)、(3)生計維持を証明する書類、等を提出します。
- ⑦ 葯祭料、葬祭給付の時効は2年、遺族への年金、一時金の時効は5年です。

■年金の手続き

■公的年金の概要

(1)公的年金の種類

公的年金とは、国民全部が加入している「国民年金」、一般サラリーマンを対象とする「厚生年金」、公務員等が加入している「共済年金」のことです。

(2)国民年金

「国民年金」を支払うのは20歳から60歳まで、月額11,700円、65歳以降に受給する老齢基礎年金は、月額65,458円(40年加入の場合)。

(3)厚生年金

「厚生年金」は、会社と本人が半々負担で標準報酬月額の16.5% (本人負担8.25%)、この中には国民年金保険料が含まれており、年収130万円未満の妻の保険料分も負担しています。老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金が受給できます。これに加えて厚生年金基金を導入している企業もあります。

(4)共済年金

「共済年金」の受給条件は厚生年金とほぼ同じで、老齢厚生年金に相当するのが退職共済年金です。これに加えて、厚生年金基金に相当する職域年金が加算されます。

(5)国民年金の号

国民年金の「第1号被保険者」とは自営業者、農林水産事業者とその妻と学生、「第2号被保険者」とはサラリーマン、OLや公務員で厚生年金や共済年金に加入している人、「第3号被保険者」とはサラリーマンや公務員に扶養されている妻を原則として言います。

■遺族給付の概要

(1)遺族給付の種類

遺族給付には、国民年金部分の遺族基礎年金(あるいは寡婦年金、死亡一時金)と遺族厚生年金(あるいは遺族共済年金)とがあります。

(2)遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金

遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金ではその一つしか選ぶことができません。

遺族基礎年金が受給できないとき⇒寡婦年金か死亡一時金

寡婦年金が受給できないとき⇒死亡一時金

*厚生年金、共済年金の被保険者の場合は寡婦年金、死亡一時金の対象になりません。

(3)遺族基礎年金

遺族基礎年金を受給できるのは子のいる妻(内縁を含む)か子であり、その子が高校生まで(18歳の誕生日後)の年度末(3月31日)である場合に支給されます。

また、受給期限は子が18歳の誕生日後)の年度末までです。

[受給額] 年額785,500円(平成7年度)に子の加算額(2人目まで1人226,000円、3人目からは1人75,300円)がプラスされます。遺族が子だけのときは、1人なら785,500円、2人目は226,000円の加算、3人目からは1人75,300円の加算で、子の数で割った額が1人分。

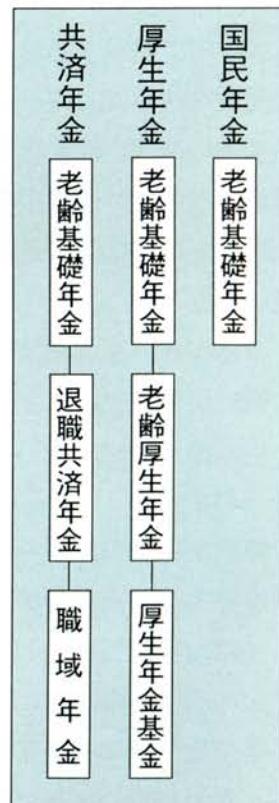
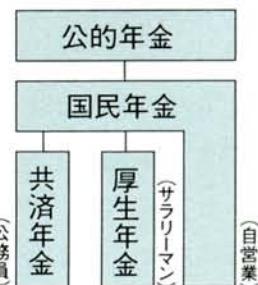
(*「子」とは18歳の誕生日後)の年度末(3月31日までの子)

[条件] ①第1号または第2号被保険者が死亡し、被保険期間の納付済期間(免除期間を含む)が3分の2以上、または平成18年3月末までは死亡月の前々月までの直近1年間保険料の滞納がないこと。②日本国内に在住し①の保険料を納付している人が60~64歳の間に死亡。③老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。④保険料納付期間(免除期間含む)の合計が25年以上ある人が死亡したとき。

(4)寡婦年金

第1号被保険者(自営業者等)である夫が死亡し、保険料納付期間(免除期間含む)の合計が25年以上あり、夫が死亡したときに10年以上の婚姻関係のある妻に支給されます。

支給期間は妻が60歳になり、妻自身の老齢基礎年金が支給される65歳までの5年間。



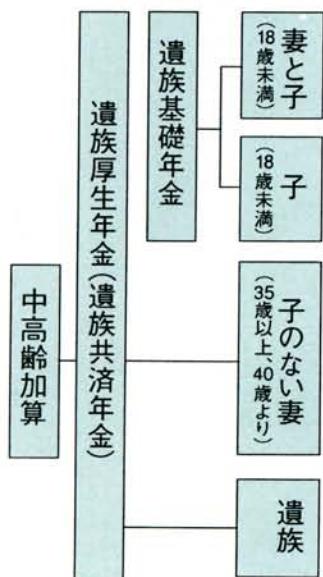
第1号被保険者の死亡



*「18歳未満」とは18歳の誕生日の3月31日まで

葬儀終了後のポイント 諸 手 続

第2号被保険者の死亡



〔受給額〕夫の受給できる老齢基礎年金の4分の3の金額。

(5)死亡一時金

第1号被保険者(自営業者等)が死亡した時点で3年以上保険料を納めており、それまで老齢基礎年金や障害基礎年金を受け取っていないときに支給されます。

死亡一時金を受け取れる順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹で順位が先の者、かつ、生計を共にしていた者。

〔受給額〕保険料納付済期間により異なります。(3年～15年未満)=120,000円～(35年以上)=320,000円

(6)遺族厚生年金

厚生年金の被保険者や年金受給者が死亡したとき、遺族(死亡した人に生計を維持されていることが条件で、順位は①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母。但し、配偶者が夫、父母、祖父母は55歳以上で60歳になるまで支給停止となり、子や孫は18歳の誕生日後の年度末までである)に支給されます。遺族基礎年金を受給できる資格のある遺族は加算して受給できます。

〔条件〕①厚生年金の被保険者が死亡したとき、②厚生年金の被保険期間中の傷病が原因で退職後に初診日より5年以内に死亡したとき、③1～2級の障害厚生年金を受けていた人が死亡したとき(旧制度の障害年金受給者を含む)、④老齢厚生年金の受給者や受給資格者が死亡したとき(旧制度の老齢年金・通算老齢年金受給者を含む)。

〔受給額〕死亡した人の平均標準報酬月額と被保険者月数に比例します。

(7)遺族厚生年金の中高齢加算

厚生年金の被保険者期間が20年以上(40歳以後15年)ある老齢厚生年金受給権者、1～2級の障害厚生年金受給権者、在職中の夫が死亡したとき、子(18歳未満)のない35歳以上の妻は40歳から65歳まで589,100円の中高齢加算が遺族厚生年金にプラスして支給される。65歳以後は妻の生年月日により減額された経過的寡婦加算となります。

(8)遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の選択

妻の厚生年金被保険者期間により、次の3つの選択肢があります。

①専業主婦期間が長い場合

⇒遺族厚生年金十妻の老齢基礎年金

②高収入の女性の場合

⇒妻の老齢厚生年金十妻の老齢基礎年金

③一般的な共働きの女性の場合

⇒夫の遺族厚生年金の3分の2十妻の老齢厚生年金の2分の1十妻の老齢基礎年金

(9)遺族共済年金

公務員等の共済組合の組合員や退職共済年金の受給者が亡くなった場合には、遺族厚生年金と同様に遺族共済年金が支給されます。18歳未満の子のない妻が受け取ることができる中高齢加算も同様にある。支給額は、標準報酬月額に比例した本人の年金額の4分の3が原則となっています。

(10)遺族給付と生計維持条件

遺族基礎年金、遺族厚生年金などの遺族給付の条件は「死亡当時、その人により生計が維持されていたこと」であり、具体的には遺族の年収が850万円未満(前年)である。これを超えている場合には遺族給付を受けられません。

(11)未支給年金の請求

年金受給権者が死亡したとき、未受給の年金が残っていることがあります。死亡後できるだけ早く、未支給年金・保険給付請求書および死亡届を提出します。年金証書、死亡診断書(死体検査書)、戸籍謄本、住民票、生計維持証明書を添えます。請求者の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹。

諸手続

■預貯金に関する手続き

① 必要書類は以下のとおりです。

(1) 除籍謄本

除籍謄本上で相続人が特定できない場合には原戸籍等

(2) 印鑑証明書

相続人全員

(3) 相続の証

●単純相続用（法定相続分による相続）

*最も一般的な相続

●分割相続用（遺産分割協議による相続）

*遺産分割協議書必要

●遺言相続用（遺言書による相続）

*遺言書必要（通常弁護士が手続き）

（注）債券用別途

(4) 通帳、証券等

被相続人に関するもの

(5) 実印

相続人代表者のもの

② 通常の払戻伝票に記入して手続きを行います。

③ 郵便局での手続きは以下のとおりです。

(1) 貯金、保険の解約はそれぞれに書類が必要なので窓口に問い合わせます。

(2) 相続人であることを証明する書類
死亡者、相続人全員が記載してある戸籍謄本（抄本）

(3) 同意書

相続する権利のある人全員が代表者に委任する同意書

(4) 手続きをする人（=代表者）の証明書
運転免許証、保険証等

念書		平成 年 月 日			
株式会社第三銀行 御中					
相続人 住所	氏名	㊞			
相続人 住所	氏名	㊞			
相続人 住所	氏名	㊞			
相続人 住所	氏名	㊞			
相続人 住所	氏名	㊞			
下記預金の預金者		(住所)			
平成 年 月 日		死亡しました。			
ついては、遺言ではなく、相続人全員遺産分割協議の結果、別添の遺産分割協議書に記載のとおりそれぞれ相続しましたから、払戻手続きを依頼します。					
なお、私ども以外に相続人がないことを確約します。					
万一他に相続権を主張する者が生じたときは、その処置は私どもにて負い、貴行には迷惑をかけません。					
記					
預金種類	番号	金額 円	名義人		
受付番号	処理日	検印	係印	印鑑照合	備考
—					
保存年限10年					

お引出し（払戻請求書）					
〔普通・貯蓄・納税〕			〔店番〕 〔本支店勘定〕		
金額の横線にサクシード書きください。					
金額	万	千	百	十	円
一萬円	0,000	0,000	00	十円	0
五千円	0,000	0,000	00	五円	0
一千円	0,000	0,000	00	一円	0
内通貨 A					
現地通貨 F	換算率	当座	定期	預金	定期預金
現地の通貨で記入後 現地銀行に提出下さい 現地通貨 決済日 平成 年 月 日 納戻通貨 決済日 日付 現地通貨 決済日 出金					
おなまえ					
（イニシャルのお名前は、お書き用印を押すか記入下さい）					
（印鑑欄）					
（印鑑欄）					
（印鑑欄）					

葬儀終了後のポイント
諸 手 続

生命保険金の手続き

● 必要書類

- ① 保険証券(または紛失届)
- ② 死亡診断書(または死体検査書)
- ③ 被保険者の戸籍謄本(抄本)または住民票
- ④ 請求者の印鑑証明書
*指定受取人からの請求で保険金300万円以下の場合は不要。
*相続人全員のものを用意
- ⑤ 請求者の戸籍謄本(抄本)
- ⑥ 保険金請求書
- ⑦ 代表者選定通知書
*指定受取人が2人以上の場合
- ⑧ 相続人代表証書
- ⑨ 受傷事情書
*不慮の事故で死亡した場合
- ⑩ 交通事故証明書
*交通事故で死亡した場合
- ⑪ 契約内容変更請求書
*必要な場合
- ⑫ 保険証券再発行請求書
*必要な場合

2246 支 払 請 求 書				
大同生命保険相互会社 関中			請求日 年 月 日	
()				
ご請求の履歴				
貴社保険料の算定により上記の実績を請求します。なお、一方の被保険者が請求らんばに変換する場合は、他の被保険者の同意を得ております。変動の方法により引っこ抜いています。また、争点等ももって受け入れたものと認められた場合は、差し支えません。(注) 保険証券の提出を義務とする場合、保証、契約の保険需要にもとづく権利の実現等を一部いたしません。				
被保険人が先端年齢の場合は 現在年(被保険人と同一場合は二欄入不必要) 商住所 *請求人 (被保険人)				
被保険人 (被保険人)				
ご指定お支払方法(ご指定の番号+項目をひとつ選んでください)				
生財欄番号 働 行 借款支拂 手賃名前 銀行振込 口座開設 番号 (新規申込) (開設) (口座名) (既存) (開設) (口座名)				
お預り金 (現金) (現金)				
保険金受取人 (被保険人)				
保険金支拂人 (被保険人)				
保険金運送人 (被保険人)				
大同生命保険 申込 領 領 領 領 領 領 領 (領取印)				

証																
大同生命保険相互会社 関中			年 月 日													
お読みなさい 1. 被保険人死亡のためその相続人全員の協議により代表受取人を定めましたので、代表者にお支払いください。 代 表 受 取 人 (相 続 人) (被 保) 人 (被 保) 人																
(被保険人) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>被 保 住 所</td><td>被 保 住 所</td></tr> <tr><td>姓 名</td><td>姓 名</td></tr> <tr><td>被 保 住 所</td><td>被 保 住 所</td></tr> <tr><td>姓 名</td><td>姓 名</td></tr> <tr><td>被 保 住 所</td><td>被 保 住 所</td></tr> <tr><td>姓 名</td><td>姓 名</td></tr> </table>					被 保 住 所	被 保 住 所	姓 名	姓 名	被 保 住 所	被 保 住 所	姓 名	姓 名	被 保 住 所	被 保 住 所	姓 名	姓 名
被 保 住 所	被 保 住 所															
姓 名	姓 名															
被 保 住 所	被 保 住 所															
姓 名	姓 名															
被 保 住 所	被 保 住 所															
姓 名	姓 名															
2. 受取人は未承認書面で被保険者がなく、また後見人を置ける不統が後見で、相当の日数を要しますから事実上の後見人にお支払いください。 后見人 后見人 后見人																
3. 受取人の出資を資本のため新規明確を貴社に未提出ですが、新規明確に押印した場合は、私が押印したものですから、このまま私にお支払いください。 新規明確 新規明確 新規明確																

■死亡後の法律・税金手続スケジュール

期間内厳守の事項

期間制限のない事項

死 亡

- ▶ 相続放棄・限定承認
⇒3か月以内に家庭裁判所
に申述
- ▶ 準確定申告書の提出
⇒4か月以内に死亡した日
までの所得税を申告しま
す。
- ▶ 相続税申告書の提出
⇒10か月以内に死亡した
人の住所地の税務署へ
提出します。
- ▶ 延納・物納の申請
⇒一括及び金銭納付が困難
な場合

3ヶ月

- ▶ 遺言書有無の確認
⇒家庭裁判所で検認開封
- ▶ 相続人の確認
⇒戸籍謄本の取寄せ
- ▶ 遺言や債務の調査
- ▶ 遺産の評価・鑑定
⇒専門家に相談
- ▶ 遺産分割協議、協議書作成
⇒相続人全員の実印と印鑑
証明書が必要

10ヶ月

■故人の確定申告

- ①相続人が相続開始があったことを知った日の翌日から、4ヶ月を経過した日の前日迄に提出します。
- ②故人の所得税額は、相続財産から債務として控除されます。
- ③故人が勤務する事業所（会社）で給与から源泉徴収されている場合は、勤務先で申告してもらえる場合が多く勤務先に相談するとよいでしょう。

●確定申告を提出する場合

- (1)故人が死亡した年の1月1日から3月15日までの間に前年分の確定申告書を提出しないで死亡したとき。
- (2)故人が死亡した年の1月1日から死亡の日までの間において、死亡した年分の所得について所得税がかかるとき。



■医療費控除による還付手続き

- ①医療費控除の確定申告は5年間をさかのぼって行えます。その場合、一年ごとにくぎって申告します。
- ②概ね10万円以上(200万円が限度)の医療費は控除の対象になります。
- ③医療費控除の申告については、期間の定めはなく、いつでも税務署で受付けてくれます。
- ④医療費控除の還付請求には原則として領収証が必要ですが、それがなくても医療費を支払ったという事実を証明するものがあれば、税務署も相談に乗ってくれます。治療費のほか通院のための交通費や薬局で買った薬代なども還付請求の対象となります。

●医療費控除の確定申告に必要な書類

- (1)その年の源泉徴収票
 - (2)出費を証明する領収書、または損失を裏づける証明書
 - (3)印鑑
- ※原則として領収書が必要ですが、それがなくても医療費を支払ったという事実を証明する資料さえあれば税務署も相談にのってくれます。

■相続税のあらまし

相続税法において今回亡くなった方を被相続人と呼びます。また、被相続人の亡くなった日を相続開始日と言います。以下文中において被相続人及び相続開始日と呼びます。

1.相続税の申告期限

相続税の申告期限及び納税期限は、相続開始日から10ヶ月以内です。

2.相続人の判定

相続人は、被相続人の財産及び債務（借入金、未払金等）の一切を引継ぐ事になります。相続人となる人は以下の通りです。下記の1～3の順番で優先順位が決まっています。

（例えば被相続人に子供がいる場合は、1番の配偶者＋子供が相続人となり両親及び兄弟姉妹は相続人になる事が出来ません。）

（1）相続人の順位

① 子供がいる場合

配偶者＋子供（子供が既に死亡している場合には、孫）
 （被相続人が再婚をしている場合には先妻、先夫の子も含まれます。）
 （子供の内婚姻外の非嫡出子で認知されている者も含みます。）
 （まだ生まれていない子、胎児も含みます。）
 （養子となった子供を含みます。）

② 子供がいない場合

配偶者＋両親（両親がいない場合は祖父母）

③ 子供、両親がいない場合

配偶者＋兄弟姉妹（兄弟姉妹が既に死亡している場合にはその子供）

（2）相続分

上記相続人の相続分（相続権としての取り分）は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 配偶者 (1/2) | 子供 (1/2/人数) |
| ② 配偶者 (2/3) | 親 (1/3/人数) |
| ③ 配偶者 (3/4) | 兄弟姉妹 (1/4/人数) |

3.申告義務の判定

相続税は全ての場合に課税されるのではなく、一定額以下の財産には課税しない事とされています。この一定額のことを基礎控除額といいます。その金額は以下の算式で求めます。

$$\text{基礎控除額} = 5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

従って、妻及び子供2人の場合は、 $5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times 3\text{人} = 8,000\text{万円}$ となります。

基礎控除額は相続税の申告が必要か不要かの判定金額となりますので、しっかり理解してください。

被相続人の遺産がこの基礎控除額を下回る場合には、相続税の申告及び納税の必要はありません。

4. 申告義務はあるが納税額がない場合

相続税の計算では、小規模宅地の評価減、配偶者の税額軽減など様々な計算の特例があります。この計算の特例を受けるためには相続税の申告が必要です。つまり、申告をして初めて適用があるわけです。従って、この特例を受ければ遺産が基礎控除額以下となって、税金がない場合でも、申告義務だけはありますので注意して下さい。

(1) 小規模宅地の評価減

遺産に含まれる土地のうち被相続人の居住用の土地、又は事業用の土地の評価の特例です。

- ① 居住用の土地 200平方メートルまでは80%の評価減ができます。
- ② 事業用の土地 200平方メートルまでは80%の評価減ができます。
- ③ 貸付用の土地 200平方メートルまでは50%の評価減ができます。
上記のいずれか有利な方法を選択適用出来ます。

つまり、遺産が1億円（200m²）の土地だけであった場合に、この土地が被相続人の居住用の土地又は事業用の土地であった時には、相続税の計算上は2千万円でよいことになります。

(2) 配偶者の税額軽減

次に配偶者の税額軽減の特例ですが、配偶者は遺産相額のうち法定相続分まで又は1億6千万円までは税金がかかりません。

従って、相続人が妻及び子供2人で遺産が2億円の場合には、 $2億円 \times \text{法定相続分 } 1/2 = 1億円$ 又は、1億6千万円までは税金がかかりませんので配偶者は1億6千万円までの金額分を相続した方が全体の税額が少なくなります。

また、上記の場合で遺産が1億5千万円だった場合には、全部の財産を配偶者が相続した場合には相続税はかかりないことになります。

5. 遺産の評価額

相続税は、被相続人の全ての遺産に課税されます。遺産の代表的な物は預貯金、株式等不動産等です。ではこれらの遺産はどのように評価されるのでしょうか。

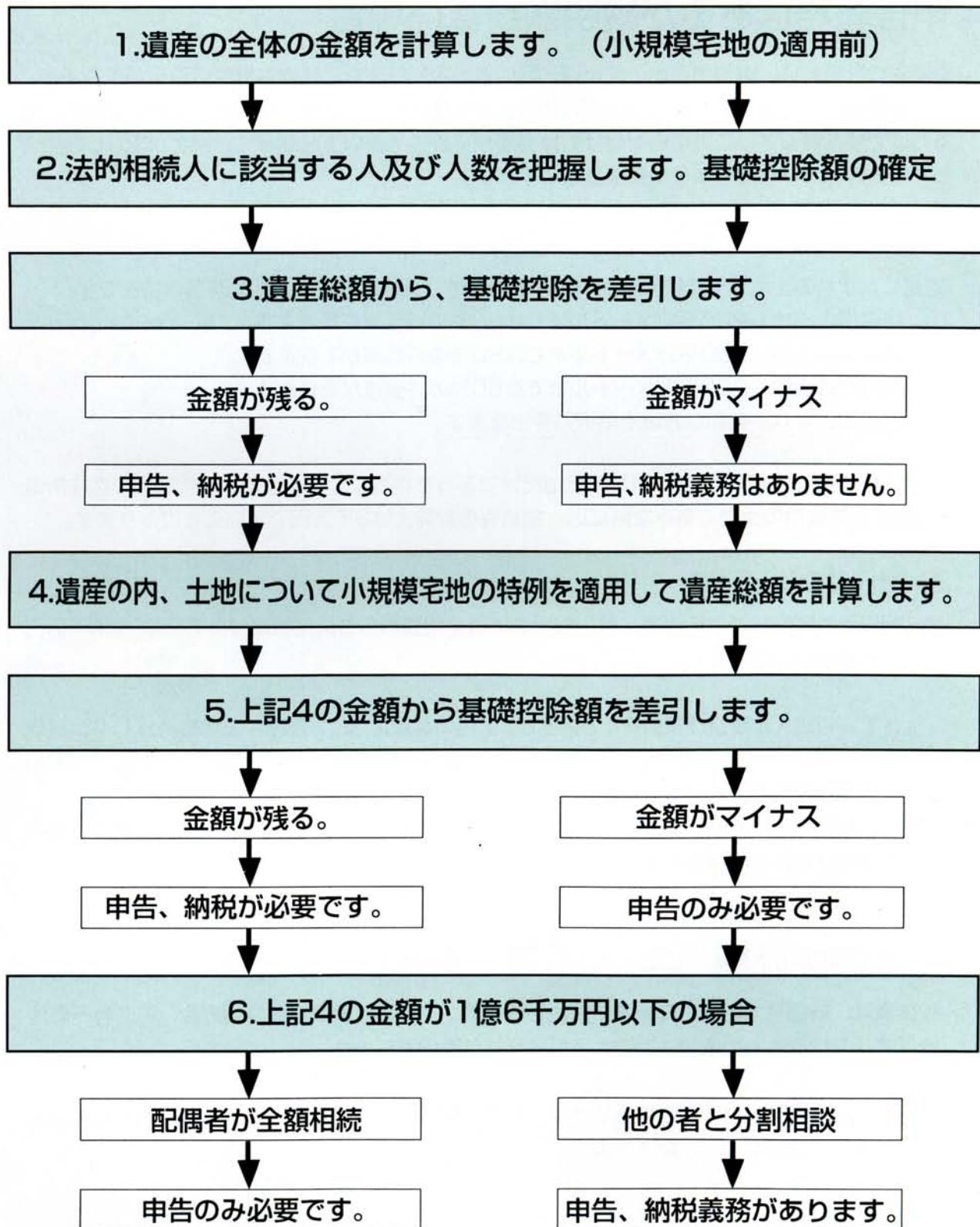
土地の相続税評価額は原則路線価で計算します。路線価は各税務署に路線価図が備えてありますので自由に閲覧することができます。

建物については、固定資産税評価額で計算します。

株式等については新聞掲載の相続開始日の取引相場で計算します。

これで、相続税の計算がどのようにされるのかおおよそ理解していただけたと思います。

葬儀終了後のポイント
相 続



■相続税を計算してみましょう。

財産の種類			財産評価方法（概算）	概算相続税評価額
土地 (土地の上に存する権利を含む)	(1) 宅地（自用地）	自分が使用している宅地	時価×70～80%程度	万円
	(2) 借地権	賃借している土地	借地権時価×70～80%程度	
	(3) 宅地（貸宅地）	他人に貸し付けている宅地	「自用地価額」の30～40%程度 予想取引価格	
	(4) 貸家建付地	貸家が建っている宅地	〔の70～80%程度〕の80%程度	
	(5) 貸家建付借地権	貸家が建っている賃借権	借地権評価額×70%程度 (借地権時価×40～60%程度)	
	(6) 田畠・山林	農地・山林	時価×30～40%程度	
家屋	(7) 自用家屋	自分が使用している家屋	固定資産税評価額	
	(8) 貸家	賃貸している家屋	固定資産税評価額×70%程度	
(9) 事業用財産			機械・器具・商品・原材料・売掛金	帳簿価額の合計額
有価証券	(10) 上場株式		証券取引所上場銘柄	取引相場価額の合計額
	取引相場のない株式	(11) 同族株式	同族株主の所有株式	額面金額の5～10倍程度
		(12) 非同族株式	同族株主以外の所有株式	額面金額×年配当率×10
	(13) 国債・金融債・社債		国債・リッシン・ワリシンなど	額面金額合計額
	(14) 投資信託・貸付信託の受益証券		貸付信託・金銭信託など	額面金額合計額
	(15) 現金・預貯金等		現金・銀行預金・郵便貯金など	残高合計額
(16) 家庭用財産			家具・調度品など	現在の状態での再購入価額
その他財産	(17) 生命保険金等		契約保険金等	〔保険金額－(500万円×推定相続人数)〕 契約金額
	(18) 退職手当金等		推定退職金	〔推定金額－(500万円×推定相続人数)〕 推定額
	(19) ゴルフ会員権		取引相場があるもの	時価×70%
	(20) その他財産		書画・骨董・貴金属など	時価
(A) 合計				
債務等	(21) 債務		借入金・未払金など	
	(22) 葬式費用			
	(B) 合計			
(C) 正味財産額 (C)=(A)-(B)				

相続税額の計算表

財産の総額	A	千円	
債務の総額	B	千円	
差引純資産価額	A-B	千円	イ
遺産にかかる基礎控除 5,000万円十(1,000万円×法定相続人の数)		千円	ロ
課税遺産総額	イ-ロ	千円	ハ

(ハ)を法定相続人が法定相続割合で取得したとして相続税の総額を計算します。(速算表を利用)

続柄	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	左の対応税額
	/	,000 円	00 円
	/	,000	00
	/	,000	00
	/	,000	00
	/	,000	00
	/	,000	00
	/	,000	00
	1.0	,000	00
相続税の総額			千円

〈相続税の速算表〉

法定相続分に応ずる取得金額	乗ずる率	控除額
800万円 以下	10%	—
1,600万円 以下	15%	40万円
3,000万円 以下	20%	120万円
5,000万円 以下	25%	270万円
1億円 以下	30%	520万円
2億円 以下	40%	1,520万円
4億円 以下	50%	3,520万円
20億円 以下	60%	7,520万円
20億円 超	70%	2億7,520万円

〈速算表の使用方法〉

〔法定相続分に応ずる取得金額〕 × 〔率〕 - 〔控除額〕 = 〔税額〕

〈例題〉

★ 〔法定相続分に応ずる取得金額〕が50,000,000円の場合

$$50,000,000 \text{円} \times 25\% - 2,700,000 \text{円} = 9,800,000 \text{円}$$

〔計算例〕

- ★財産の総額 3 億円
 ★債務（葬式費用等含む） 3,000万円
 ★法定相続人 妻と子供2人

相続税額の計算表

財産の総額	A	300,000千円	
債務等の総額	B	30,000千円	
差引純資産価額	A-B	270,000千円	イ
遺産にかかる基礎控除 5,000万円+（1,000万円×3人）		80,000千円	ロ
課税遺産総額	イ-ロ	190,000千円	ハ

（ハ）を法定相続人が法定相続割合で取得したとして相続税の総額を計算します。（速算表を利用）

続柄	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	左の対応税額
妻	1/2	95,000,000 円	* ¹ 23,300,000 円
子	1/2×1/2	47,500,000	* ² 9,175,000
子	1/2×1/2	47,500,000	9,175,000
	/	,000	00
合計	1.0	190,000,000	41,650,000
相続税の総額		41,650,000円	

★税額の算出は速算表で計算します。

$$*^1 \quad 95,000,000 \times 30\% - 5,200,000 = 23,300,000\text{円}$$

$$*^2 \quad 47,500,000 \times 25\% - 2,700,000 = 9,175,000\text{円}$$

相続税の負担額早見表（配偶者がいる場合）

1. 配偶者の税額軽減を受けない場合

(単位：万円)

相続人 財産	妻子1 と供人	負担率	妻子2 と供人	負担率	妻子3 と供人	負担率	妻子4 と供人	負担率
8,000	100	1.25	0	0	0	0	0	0
1億	370	3.70	210	2.10	100	1.00	0	0
1.5億	1,460	9.73	1,065	7.10	810	5.40	630	4.20
2億	2,860	14.30	2,240	11.20	1,870	9.35	1,570	7.85
2.5億	4,360	17.44	3,615	14.46	3,120	12.48	2,750	11.00
3億	6,160	20.53	5,140	17.13	4,495	14.98	4,000	13.33
4億	10,160	25.40	8,640	21.60	7,770	19.42	7,150	17.88
5億	14,460	28.92	12,340	24.68	11,320	22.64	10,400	20.80
6億	19,460	32.43	16,840	28.07	15,320	25.53	14,400	24.00
7億	24,460	34.94	21,340	30.49	19,370	27.67	18,400	26.29
8億	29,460	36.83	25,840	32.30	23,870	29.84	22,400	28.00
9億	34,760	38.62	30,540	33.93	28,420	31.58	26,400	29.33
10億	40,760	40.76	36,040	36.04	33,420	33.42	31,400	31.40

★相続人が妻のみの場合は相続財産の額にかかわらず相続税は0となります。

★配偶者が高齢である場合や相続財産が土地等の今後評価額が上昇すると見込まれるも
のしかるべき場合のように、配偶者が財産を取得しない可能性が高いときはこの表を参
考にしてください。

相続税の負担額早見表（配偶者がいる場合）

2. 配偶者の税額軽減をフルに活用した場合

(単位：万円)

相続人 財産	妻子1 と供人	負担率	妻子2 と供人	負担率	妻子3 と供人	負担率	妻子4 と供人	負担率
8,000	0	0	0	0	0	0	0	0
1億	0	0	0	0	0	0	0	0
1.5億	0	0	0	0	0	0	0	0
2億	572	2.86	448	2.24	374	1.87	314	1.57
2.5億	1,570	6.28	1,301	5.20	1,123	4.49	990	3.96
3億	2,875	9.58	2,399	8.00	2,098	6.99	1,867	6.22
4億	5,080	12.70	4,320	10.80	3,885	9.71	3,575	8.94
5億	7,230	14.46	6,170	12.34	5,660	11.32	5,200	10.40
6億	9,730	16.22	8,420	14.03	7,660	12.77	7,200	12.00
7億	12,230	17.47	10,670	15.24	9,685	13.84	9,200	13.14
8億	14,730	18.41	12,920	16.15	11,935	14.92	11,200	14.00
9億	17,380	19.31	15,270	16.97	14,210	15.79	13,200	14.67
10億	20,380	20.38	18,020	18.02	16,710	16.71	15,700	15.70

★相続人が妻のみの場合は相続財産の額にかかわらず相続税は0となります。

★配偶者の税額軽減をフル活用した場合とは、相続財産が3億2,000万円までは妻が財産のうち1億6,000万円を取得し、それ以上の場合は妻が財産の1/2を取得したものとして計算しています。

相 続

相続税の負担額早見表（配偶者がいない場合）

(単位：万円)

相続人 財産	子供 1人	負担率	子供 2人	負担率	子供 3人	負担率	子供 4人	負担率
8,000	280	3.50	100	1.25	0	0	0	0
1億	730	7.30	370	3.70	200	2.00	100	1.00
1.5億	2,180	14.53	1,460	9.73	1,040	6.93	740	4.93
2億	4,080	20.40	2,860	14.30	2,190	10.95	1,720	8.60
2.5億	6,080	24.32	4,360	17.44	3,540	14.16	2,920	11.68
3億	8,480	28.27	6,160	220.53	5,040	16.80	4,220	14.07
4億	13,480	33.70	10,160	25.40	8,240	20.60	7,220	18.05
5億	18,880	37.76	14,460	28.92	12,240	24.48	10,320	20.64
6億	24,880	41.47	19,460	32.43	16,240	27.07	14,320	23.87
7億	30,880	44.11	24,460	34.94	20,440	29.20	18,320	26.17
8億	36,880	46.10	29,460	36.83	25,440	31.80	22,320	27.90
9億	42,880	47.64	34,760	38.62	30,440	33.82	26,420	29.36
10億	48,880	48.88	40,760	40.76	35,440	35.44	31,420	31.42

葬儀終了後のポイント
葬儀の整理

■諸手続きのチェックリスト

チェック	項目	窓口	備考
	生命保険金の受取り手続き	生命保険会社	勤務先で加入している保険などがあれば聞いて必要書類を整えます。住宅ローンもおわすれなく。
	国民年金(遺族・基礎・寡婦)受取りのための裁判請求	住所地の市区町村の国民年金課、社会保険事務所	死亡者、受取人により遺族給付がかわります。
	遺族補償金の受取り手続き	所轄学働基準監督署	労済保険から出る年金。業務上の傷病による死亡の場合、遺族の数で給付額がかわります。
	死亡一時金の受取り手続き	住所地の市区町村の国民年金課	一時金として受取る場合。
	埋葬料または葬祭費の受取り手続き(社会保険・国民健康保険)	会社の総務課、保険事務所(社会保険) 市区町村の保険年金課(国民健康保険)	公的補助金の他、各団体や会で弔慰金の決めのある場合があります。
	医療費控除による税金の還付手続き	所轄の税務署	医療費が10万円以上の場合、確定申告により控除の対象になります。
	雇用保険の資格喪失届	会社、職業安定所	失業保険受給中の場合は遺族に手当があります。(未支給失業給付請求書)
	死亡した者の所得税の確定申告	所轄の税務署	会社で源泉徴収している場合は原則として必要ありません。故人が確定申告をしていた場合は相続人が4ヵ月以内に申告します。
	埋葬許可証(火葬許可証)	市区町村役場	納骨のとき寺院または墓地管理事務所へ提出します。
	遺産分割協議書の作成		不動産、銀行預金等いろいろな財産相続手続きに必要。印鑑証明等の必要部数をあらかじめ準備します。
	扶養控除異動申告	会社	年末調整や会社の家族手当支給と関係します。
	非課税貯蓄の死亡申告	銀行、証券会社、郵便局など	預貯金等を相続した人が、改めて課税扱、非課税扱の申告をします。
	所有権移転登記・登録	法務局、陸運事務所など	相続財産のうち登記・登録の必要なものをチェックしましょう。
	相続税の申告	所轄の税務署	税務署に記入方法などくわしい説明書があります。窓口へ。
	借地・借家の契約	家主・地主	別段の手続きは要しませんが挨拶だけはしておきましょう。
	株式・社債・国債の名義変更	各証券会社等	無記名債権でも渡扱等所有者の名義が関係している場合があります。
	貸付金・借入金の権利移転、債務承継通知手続き	貸付、借入先	相続と関係します。多額の借金を残して死んだ場合は相続放棄をしたり、遺産の範囲内に限定して相続することもできます。このような場合は家庭裁判所に3ヵ月以内に。
	銀行預金・郵便貯金の引出しと相続手続き	各銀行、郵便局	銀行等が死亡の事実を知った場合、相続手続き完了まで支払いを停止します。
	自動車税の納税義務消滅の申告	県税事務所	新しい所有者に納税義務がうつります。
	NHK・電気・ガス・水道等の銀行引落しの口座変更	銀行	印鑑、通帳をもって銀行へ。
	運転免許証の返却	公安委員会	更新手続きをしなければ自然消滅となります。返却する方がよいでしょう。
	電話加入権の継承届け	電話局	電話帳の名前の変更も。
	バッジ・身分証明書・無料バス証等の返却	勤務先、学校、市区町村福祉事務所	勤務先の身分証明やバッジの他重要な書類は返却します。
	特許・商標意匠権の相続手続き	特許庁	弁理士に相続手続きを依頼。
	取締役の退社変更手続き	会社、法務局	取締役死亡による退任等の申請を法務局へ。(2週間以内)
	ゴルフ会員権の名義変更	所属ゴルフ場	名義書換料のいる場合もあります。会員条件のあるゴルフ場も。
	クレジットカードの失効手続き	クレジット会社	未払金の清算も。

葬儀終了後のポイント
葬儀の整理

必要書類一覧表

	手 続 き	申請期限	印鑑	印鑑証明書	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	死 亡 診断書	死亡者の年金手帳(証書)	保険証書	そ の 他
国 民 年 金	遺族基礎年金	5年以内	○		○世帯全員の写し	○				○	○		振込みをうける金融機関名と口座番号
	寡婦年金	5年以内	○		○全帯全員の写し	○				○	○		
	死亡一時金	2年以内	○		○世帯全員の写し	○					○		
厚 生 年 金	遺族厚生年金	5年以内	○		○世帯全員の写し	○				○	○		
共 済 年 金	遺族共済年金	5年以内	○		○世帯全員の写し	○				○	○		
国民健康保険	葬祭費	2年以内	○									○	死亡を証明する書類
健 康 保 険 (社会保険)	埋葬料(費)	2年以内	○									○	事業主の証明
	家族埋葬料	2年以内	○									○	事業主の証明または死亡を証明する書類
劳 灾 保 険	葬祭料	2年以内	○			○	○			○			
	遺族補償年金	5年以内	○			○	○			○			
生 命 保 険	保険金	3年以内	○	保険金受取人 ○			保険金受取人 ○		被保険者 ○	○		○	最終の支払保険の領收証
簡 易 保 険	保険金	5年以内	○			○			○	○		○	領收帳
銀行預金・郵便貯金	名義変更		○	相続人全員 ○		○		○					依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書
不動産	名義変更		○	相続人全員 ○	○	○		○					所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書
株券(株式)・社債・国債	名義変更		○										名義書換請求書(株券・社債・国債等)
自動車	名義変更		○	○	○	○		○					移転登録申請書、自動車検査証 自動車検査記入申請書 (遺産分割協議書)
電話	名義変更		○		○	○	除籍者を含む ○						電話加入権承継届
電気・ガス・水道	名義変更		○										
借地・借家	名義変更												特別の手続きを要しない
死亡した者の所得税の確定申告		4ヵ月以内	○										
相続税の申告		6ヵ月以内	○	○		相続人 ○							被相続人の履歴書、遺産分割協議書の写し、固定資産評価証明書、遺言書(ある場合)写し、預貯金等の残高証明書
医療費控除による税金の還付手続き		5年以内	○										その年の源泉徴収書・支出を証明する領收証
生命保険つき住宅ローン	保険金		○						○	○			
会社役員の死亡	役員の変更登記	2週間以内	○	新代表者 ○					○				取締役会議事録 株主総会議事録(社員総会議事録)
営業許可申請	営業継承又は免許申請		○										風俗営業・旅行業・酒類販売・賃金・飲食店・旅館・環境衛生・食品製造・薬局・運送・建設業等

※手続きに必要な書類は市町村、金融機関によって多少異なる場合があります。

大切な方をお送りする
大切な真心が込められています



「典」とは、儀式、作法、「礼」とは社会規範の総称、礼儀作法の意味で、典礼とは定められた儀式、儀礼を司どる役を意味します。元来は各宗派で必ず用いられている意味ですが、これらの教えも時代の変化・生活様式の変化と共に感覚的な面でうすらいでおり、典礼という言葉は、専門分野の方々や、世間の一部の人々だけにしか使われなくなってしまいました。

このように弊社は葬儀という重大な儀式を司どる企業として、東海地方を中心に、皆様のお役に立ちたいと願い、東海典礼と社名をし、その社名には大切な方をお送りする大切な真心が込められています。

取次店